

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。

具体的な支障事例

【支障事例】

平成27年度の開始時は国から都道府県への委託事業であった。その後、平成28年度は地方創生加速化交付金(補助率10/10)、平成29年度は地方創生推進交付金(補助率1/2)を使った道府県主体の補助事業となった。地方創生推進交付金については、新規事業及び事業計画の変更を伴う継続事業の場合、交付決定が5月下旬であり、前年度からの事業実施に切れ目が生じる。

事業継続のために、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、事業受託者との契約を複数回締結することになる。その分、受託者にも事務負担を強いることとなる。

【制度改正の必要性】

「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、地方への人材還流を推進するために、プロフェッショナル人材事業が位置付けられている。

プロフェッショナル人材事業は、道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置して、各地域内の中小企業の高度人材ニーズを把握し、プロ人材とのマッチング支援等を行う事業である。埼玉県では、地域の中小企業に「攻めの経営」の意欲を喚起し、新たな事業展開を担う高度な「プロフェッショナル人材」を活用した経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのためには、事業が年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業計画の変更を伴う継続事業の場合も含めて年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、本事業の財源である地方創生推進交付金が早期に交付決定されることで、事業の年間スケジュールが立てやすくなるとともに、事業内容の充実が図られる。

根拠法令等

地方創生推進交付金制度要綱 第9 2

プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡(平成 29 年2月9日内閣府)

地方創生推進交付金等の採択事業の事業着手について(内閣府)

地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成 29 年4月 28 日内閣府)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、豊橋市、滋賀県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。

○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。

○本県においても、5月末の交付決定であったが、当事業については、5月1日からの事前着手が認められた。しかし、年度当初から切れ目のない事業実施には県の単独財源が必要であったため、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。

○平成29年度の新規事業及び前年度からの継続事業のうち事業内容の変更を伴うものについては、5月末の交付決定となり、基本的に事前着手が認められていないことから、当団体においても、当初予算により措置した事業に2ヶ月間着手できない状況となったところ。

実施期間の短縮に伴う、進め方の見直しが必要となるほか、特に、プロフェッショナル人材事業については、平成27年度に設置した拠点の運営を継続するため、交付決定までの間が当団体単独での負担となるなど、計画的な事業執行に支障が生じている。

○平成27年度から全国的に取り組んでいる本事業において、交付決定が遅れ、国費を使用できない間も、中小企業への支援を切れ目なく継続して行うためには、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、マネージャー等嘱託職員の雇用契約を複数回締結する等、雇用契約上、不安定な身分に置かれることになる。

このため、交付決定を毎年4月1日までに言い、切れ目なく事業の実施ができるように制度改正する必要がある。

○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。

各府省からの第1次回答

・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

プロフェッショナル人材の活用については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、地方創生の展開を図る施策として位置付けられている。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」で、プロフェッショナル人材戦略拠点等の国におけるKPIを「2020年までに相談件数5万件」と設定している。

本事業の継続的な執行に支障を生じさせないよう、早期に交付決定を行うとともに、計画的な執行が可能となるよう、切れ目のない中・長期的なスケジュールを明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【広島県】

・来年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒し、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

- ・第1次回答のとおり、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。
- ・申請を検討している自治体が利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいりたい。
- ・今後とも、熱意をもって地方創生に取り組む地方公共団体の継続的かつ主体的な取組を支援するため、必要な財源の確保に努めてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(22) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

- (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。
- (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。
- (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。